

北海道釧路方面公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の12第1項の規定により、河東郡上士幌町における特定自動運行に係る事項を許可したので、下記のとおり告示する。

令和6年7月30日

北海道釧路方面公安委員会委員長 木下正明

- 1 許可証番号
第1号
- 2 許可者
北海道釧路方面公安委員会
- 3 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
B O L D L Y株式会社
佐治友基
- 4 特定自動運行の経路
北海道河東郡上士幌町内の交通ターミナルから認定こども園までの片道区間（町道約630メートル）
- 5 特定自動運行を行う日及び時間帯
平日・土日・祝日、時間帯は終日とし、利用者の求めに応じて運行するが、車両メンテナンス等の日及び時間帯は運休する。
- 6 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況
降雨、降雪がないこと。
周辺の歩行者等の検知に影響が出る濃霧でないこと。
- 7 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造
片道1車線の町道（交差点あり）
特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度
東西に走る走行ルートは30km/hの速度制限が設けられており、南北のルートは幅員が広く見通しも良いため追越しが容易である。そのため、低速自動運転バスの運行であっても他の車両に悪影響を与えない。
特定自動運行が終了した場合、車内の特定自動運行主任者が直ちに手動運転等の措置を講じる。
走行ルートは交通量が少ないことから、特定自動運行用自動車が停車した場合であっても、他の交通に及ぼす影響は少ない。
- 8 許可年月日
令和6年7月30日
- 9 備考
道路交通法第75条の13第2項に基づく意見聴取の結果（別紙のとおり）

別紙

道路交通法第75条の13第2項に基づく意見聴取の結果

1 第1号関係（国土交通省 北海道運輸局）

特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。

また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。

特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

2 第2号関係（上士幌町長）

特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

上士幌町では、持続可能な交通網の構築に向けて、2017年より自動運転による移動サービスの実証実験を開始し、2022年12月より自動運転レベル2による定期運行を実施している。定期運行は2024年7月現在も継続して運行しており、延べ1,500名以上が乗車している。

現在の運行ルートは、町の公共施設と商店街を通るルートと高齢者等が多く居住する団地を通るルートを運行しており、高齢者の通院や町営浴場への移動手段として地域住民に日々利用されているほか、観光客の移動手段として利用されている。また、先進事例として、地域外からの視察の受入れや各種メディアに取り上げられていることから、町内外に広く認知されている。

人口減少・少子高齢化が進むなか、中山間地域である上士幌町においては、移動サービスの担い手確保は喫緊の課題である。当該自動運転運行は、移動サービス担い手の新たな形を提示し、持続可能な公共交通網の構築が期待できることから、地域住民にとって利便性及び福祉の向上に必要なものであると認められる。